

奈良県がん診療連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（平成26年1月10日付け厚生労働省健発第0110第7号）に基づき、奈良県立医科大学附属病院（以下「医大病院」という。）に奈良県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) グループ指定の組み合わせに関する事
- (2) 診療実績等の診療実績の共有に関する事
- (3) 地域におけるがん診療及び相談支援の提供における連携協力に関する事
- (4) 奈良県内の院内がん登録データの分析、評価等に関する事
- (5) 奈良県における研修計画、診療支援医師の派遣調整に関する事
- (6) 地域連携クリティカルパスの整備に関する事
- (7) その他がん診療連携に関する事

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医大病院の病院長
- (2) 医大病院のがん診療専門医で病院長が指定する者
- (3) 奈良県の地域がん診療連携拠点病院の施設長
- (4) 奈良県地域がん診療連携支援病院の施設長
- (5) 奈良県医療政策部の代表者
- (6) その他医大病院の病院長が必要と認める者

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、医大病院の病院長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を会議に出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 協議会の事務は、医大病院において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月14日から施行する。